

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第3号

令和7年7月2日現在における新潟県後期高齢者医療広域連合長に対する条例の制定又は改廃の請求その他直接請求について、それぞれの要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和7年7月14日

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 豊嶋直美



- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

36,252人

- 2 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

326,571人

- 3 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

市町村	数
新潟市	175,383人
長岡市	72,676人

三条市	26, 160人
柏崎市	22, 035人
新発田市	26, 069人
小千谷市	9, 334人
加茂市	7, 110人
十日町市	13, 663人
見附市	10, 882人
村上市	15, 648人
燕市	21, 769人
糸魚川市	11, 016人
妙高市	8, 443人
五泉市	13, 221人
上越市	51, 346人
阿賀野市	11, 192人
佐渡市	14, 081人
魚沼市	9, 415人
南魚沼市	14, 645人
胎内市	7, 717人
聖籠町	3, 766人
弥彦村	2, 174人
田上町	3, 137人
阿賀町	2, 746人
出雲崎町	1, 149人
湯沢町	2, 276人
津南町	2, 434人
刈羽村	1, 184人
関川村	1, 386人
粟島浦村	94人